

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。本日、明日の2日間、会計管理者は欠席です。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号 御坊市及び日高郡6町埋蔵文化財保護行政事務協議会の設置についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第1号 御坊市及び日高郡6町埋蔵文化財保護行政事務協議会の設置について、細部説明を申し上げます。

御坊市及び日高郡6町における埋蔵文化財の保存及び活用に関する事務について、広域的に対応し事務の合理化を図るため、その事務の一部を共同して管理執行するに当たり、地方自治法第252条の2の2に規定する協議会を設置するものでございます。

その主たる目的は、開発行為に伴う埋蔵文化財の調査等に関する事務と、出土遺物等の記録整理及び報告書の作成に関する事務について、市町間での連携を図り、共同して管理執行していくというものです。

具体的には、新たに御坊市で埋蔵文化財に関する専門的知識を有する人材、（学校文化財専門職員）を会計年度任用職員として採用、この文化財専門職員が各市町での調査等に関する事務を処理するというもの、その人件費や消耗品費等の必要経費については、7市町が応分の負担をする仕組みです。

それでは、規約についてご説明させていただきます。

第1条は総則的な規定としての目的規定、第2条では協議会の名称を、第3条では関係する市町を規定しています。

第4条、協議会が管理し、及び執行する埋蔵文化財の保存及び活用に関する事務とは、主として文化財保護法第93、94条に基づく開発行為に伴う工事立会い、試掘確認調査、本発掘調査及びこれらに伴う出土資料の記録整理と報告書の作成を言います。

続きまして、第5条から第9条まででございます。協議会の事務所は御坊市歴史民俗資料館内に設置し、協議会は御坊市及び日高郡6町の教育長で組織され、それぞれ非常勤とし、会長には御坊市教育長が就任します。

第10条は、協議会の職員に関する規定、協議会の事務に従事する職員の定数や関係する市町間での配分については、それぞれ協議により決定され、その選任については、各市町の教育長の推薦に基づき、会長である御坊市教育長が選任します。

第11条での担当事務を円滑に処理するために必要な組織とは、各市町の文化財行政担当課長や事務担当者による下部組織などが想定されます。

第12条から第14条までは、会長及び委員となる各市町の教育長が出席する協議会の

会議に関する諸規定です。

第15条、協議会の事務の管理及び執行に関してですが、基本的には、協議会は担任する事務を関係する市町の長や教育長の名において行うものであり、このことは関係する市町の条例等の例規に基づいて行われます。よって、各市町における文化財に関する例規が改廃された場合は、その都度協議会に通知しなければなりません。

第16条は、経費の支弁の方法、協議会で管理・執行する担当事務の経費については、関係する7市町で負担します。日高郡6町は御坊市に負担金を納め、担当事務に要した経費は御坊市から支出されます。

第17条は、財産に関する規定、担当事務の執行に必要とされる財産については協議会で管理しますが、その取得や処分に関しては、関係する7市町が協議の上、それぞれが担うこととなります。

第18条は、その他の財務に関する事項を、第19条では、解散の場合の措置を規定し、最後に、第20条として委任規定を設けています。

附則に関しましては、施行期日を令和5年4月1日としてございます。

補足といたしまして、本条例に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上、誠に簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。私の条文の読解力が足りないのか、ちょっと疑問点があるんです、何点か。

まず、第4条で協議会は云々があつて、要は決めた担当事務を管理し、執行する。要は協議会が管理執行ですよ。協議会の構成はこの7市町であると。ということは、協議会の仕事に関して、すべからずこの7市町が連帯しての責任というか、運営管理責任が生じるのではないのでしょうか。その後を見ても例外規定がないので、具体的に申しますと、美浜町としまして、例えば他の市町でこのように発掘に係ることで不手際が生じると、何かしら損害が生じると。そういうことになれば、協議会において管理執行するのであれば、協議会が連帯して責任を負う話以外はないと思うのですが、そうすると美浜町も、その業務に関して応分の負担なり、そういうことが起こってくると考えられるんですよ。そうすると、一部事務組合と同じような扱いで、しっかりとした組織をして、例えば委員で出るのも、組合議員的なもので議会議決を得て、それなりのものを持って、この協議会なり、こういうことに参加するのが通常の流れだと思うんですが。

それと、なぜそこまで思うのかということももう一点。第11条のところ「必要な組織を設ける」と。この必要な組織さえあれば、何もわざわざその協議会を置いてする必要はないのではないかと一般的に考えられるんじゃないんですかね。それと、7市町で会計年度任用職員さんをお雇いになって、その運用というか、それをこの第11条に規定するような組織さえあれば何も問題ないように思って、要は美浜町として、すみません、

長くなって申し訳ないです。他の市町のことに関して何かトラブルあったときに、応分というか、一般的には負わなくていい負担を負うような規定になっているやに思うんですが、そのあたり、そうではないのであればそうではないと、もう少し説明をお願いしたい。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） この協議会の職員が埋蔵文化財に関して、現場の工事立会いですとか、試掘調査、それに付随する報告書の作成とかを行うわけでございます。

この新たに雇う会計年度任用職員は御坊市の職員でございます。この方が美浜町の発掘調査に来られまして、それに基づいて報告書を作成して、県に上げていく。そういった流れのときに、その行為は、これは美浜町の名において実行するというものでございます。それが仮に第三者に不法行為を与えているような損害賠償という話になった場合は、美浜町の行為として行われるべきものでありますので、当然美浜町が当事者になります。

逆を申しますと、他の近隣の町で行われる同種の内容につきまして、仮にそういう不法云々の行為に基づいていろいろな賠償の事象が発生する場合は、あくまでもそれはその近隣の市町の名において実行されるべきものでございますので、美浜町として、その行為に関して連帯して責任を負うというものは基本的にはないと考えてございます。

次に、ちょっとご質問から離れるかも分かりませんが、仮にその職員がその仕事に関係なく、担任する事務に関係のない不法的な行為があった場合は、それは御坊市の職員として処分されるべきものと認識してございます。基本的にはそう考えているところでございます。

しかしながら、では、協議会としてそういう埋蔵文化財に関する相手さんとの損害という事象が発生した場合は、じゃ、協議会は全く関係ないのかということになりますと、やはり協議会として今後改めていかなければならないこととか、反省、改善点という部分では、当然協議会において十分話し合われるべきことなのかなと推測しているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。各市町の名においてやると、そこはよく分かるんですね。当然、その担当する市町ですので、そこで何かあればそこがメインになってすると。

ただ、でもこの第4条の規定があれば、この7市町はどう考えても7市町の諾成・双務・有償契約ですので、明らかに連帯責任はあると思うんですね。その辺は私も法解釈のプロではありませんので、この第4条はそういうふうに見えるのが通常だと思うので、例えば各市町の名において行うときは、他の市町においては、免責までいかずとも、そんなふうな規定を考えるであるとか、やはり予測というか、当然にして我が美浜町が負うべきではないような責任を負う可能性があるということは、大変住民に対して申し訳ない話であると思っておりますので、今も答弁の後段のほうで、いろいろなことがあればそれは見直すような考えていかなきゃならないというような答弁をいただきましたので、そのあたり

の十分にご配慮はされるということによろしいですね。

それと、現実的には第11条にある、設けられるであろう組織で運営していくという理解でよろしいのか、その辺だけお願いします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） そういったケースにおきまして、免責といたしますか、応分の負担云々に関しましては、また協議会の場で私どもから改めて共通認識を持っていただけるよう、私どもからまた協議会の場において提言させていただきたいと思っております。

それから、第11条でございます。「担当事務を円滑に処理するために必要な組織を設けることができる。」と。基本的には、協議会の会議は教育長さん方が寄って意思決定するという機関でございます。第11条におきましては、実行部隊といたしますか、今後協議会を運営していくに当たりまして、細かい点であるとか、そういう部分については、まずは担当課長もしくは担当職員レベルで話し合っ積み上げていくと、そういう意味の規定でございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） いいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 御坊市及び日高郡6町埋蔵文化財保護行政事務協議会の設置については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号 美浜町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第2号 美浜町犯罪被害者等支援条例の制定について、細部説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、犯罪被害者等の被害の軽減及び回復を図り、町民の誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すべく、犯罪被害者等基本法に基づく犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、また犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進するため、本条例を制定するものでございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、本条例が規定する内容と制定の目的について定めています。

第2条の定義では、本条例の用語の意義を定めています。

第3条は、犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、その状況等に応じ適切かつ継続的に行うこと、二次的被害の防止に配慮して行うことを基本理念と定めています。

第4条は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等の連携協力を図ることを町の責務と定めています。

第5条は、地域社会における配慮など、町民及び事業者の役割を定めています。

第6条は、犯罪被害者等の相談に応じるとともに、情報提供や関係機関等との連絡調整を行うことと定めています。

第7条は、犯罪被害者等への見舞金の支給について規則で定めることとしています。

第8条の安全の確保では、犯罪被害者等の安全を確保するための必要な措置について定めています。

第9条では、町の犯罪被害者等支援に関わる町民等及び事業者の理解の増進を図ることについて定め、第10条では、支援の制限として、本条例の犯罪被害者等の支援を行わない場合について定め、第11条、委任では、本条例に定めている事項のほか、施行に必要な事項は規則で定めることとしています。

附則についてでございますが、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、見舞金の支給は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用することといたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） ごめんなさい、喉があれなんですけれども、第11条なんですけれども、規則で定めるといふ文言があるんですが、もちろん議決とかそんなんは要らないとは思ってますけれども、規則ってどんなものがあるんですかね。どんな感じになっていて、どんな犯罪がそうなるんですかという感じの質問なんですけれども、ごめんなさいね。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） この条例が承認されれば、この条例の施行規則というのを定めることとしております。その規則においては、用語の意義、例えばどういった犯罪行為が対象になるのかということ、また見舞金の種類について、具体的に言えば、遺族見舞金としまして、犯罪行為により町民が死亡した場合、300千円を給付すると。それと障害見舞金としては、犯罪行為で町民が重症病を負った場合には100千円を給付すると、それぞれ規定することにしております。あとは遺族の範囲であったり、見舞金を支給しない場合、例えば犯罪の被害者が暴力団関係者であったりとか、加害者と被害者の関係性について親族関係があったりとかといった場合は、見舞金を支給しないというふうなことを定めております。あとは見舞金の申請について、また申請の期限についてなどをそれぞれ規定しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。今のにももちろん関連しての話ですけれども、規則はもう決まっているんですよね。これが成立して、すぐその後の犯罪に払うということがあれば、議案が送達されてもう二、三日で成立しますので、その後すぐだともう今、すべからず全て決まっていなくて、その翌日には対応できないような話になりますので、そこは、成立後は我々にも、今示せというのは無理でしょうけれども、そういうことができるわけかということと、それと、今最後のほうで、第11条のことと同じ意味合いだと思うんですけども、答弁の中で、支給しないような条件の中で親族云々とありましたが、そこは、規則も見えていないのであれですけども、親族関係だとすべからず駄目なんですか。それは、でも親子関係であるとか、そういうようなところになると、親族で一くくりしちゃうというのは、何かちょっと乱暴に今思っ、て、せつかく、これは国に基本法ってありますよね。それからのあれで、もちろん住民の方にこういうことをするのに何のあれもないんですが、もう少ししっかり煮詰めているのか、そこあたりだけ、もうちょっとしっかり答弁いただきたいですが。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、規則については、先ほども申しましたとおり、条例が承認された後に速やかに作成しますので、ご提示することは可能です。

それと、親族関係についてなんですけれども、これについては見舞金を支給しない場合として、具体的に申しますと、犯罪行為が行われたときにおいて犯罪被害者等と加害者との間に親族関係がある場合については見舞金を支給しないということで、このことについては、親族関係の間柄について親密であることで、そういった親密性の中での犯罪については、特に刑罰的には、近い間柄についてはその対象とは認めにくいということから、そういうことを定めております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 規則の制定はよく、またお示しいただけたらと思いますが、ただ、親族の場合は、支援なり支給しないことがあるという規定のほうがよろしいのではないんですかね、一般的に。とにかく親族という一くくりで、先ほど親密云々といえ、昔はありました刑法で尊属殺人とか卑属殺人、これはもう否定されておりますよね。法の下での平等でありますので、そういう親密な云々というのは、今は刑法にはないと思いますが、また、民法のほうで親子関係で損害賠償責任は発生しないとか、その辺はあろうとは思いますが、親族という一くくりではちょっと違うように考えるのが一般的ではありますので、親族関係がある場合は支給しない場合があるという規定のほうが妥当性があるやに一般的には解されますが、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） あと、先ほどちょっと説明をしていなかったんですが、見舞金を支給しない場合の条文の後半には、親族関係が破綻していたと認められる場合はそこ

の限りではないというふうな定めもありますので、そういったことで対応はできるかと思
います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴木議員。

○10番（鈴木基次君） この条例化した経緯について、というのは、今年の1月だった
か、保護司会でたまたまこの犯罪被害者支援についてという定例の研修会があったんです。
そのときに、保護司というのは犯罪を犯した人の立ち直りを支援するわけやけれども、犯
罪被害者に対するやっぱり支援も大事だということで、どういうことができるかというこ
とでいろいろ研修を受けたんですけども、その資料の中に、県下の条例を制定している
現況について資料があったんです。その中で、もちろん県も条例化しているんですけども、
3分の2近く、5分の3ぐらいが条例化しているんですけども、その中で見たら美
浜町の名前がなかったんですね。よく見たら日高郡の名前がなかった、ほぼね。これ、僕
は、いいことやから、どうして日高郡全体にそういう条例化されてないのかなという、な
ぜかなと思っていたんです。

その矢先、今回こういう条例が制定されたので、いいことだと思うんですけども、何
かやっぱり郡の町村会あたりで何かそういう呼びかけがあったんかどうか、美浜町は今回
独自でされたのかということをお願いします。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） この条例の制定につきましては、まず、和歌山県におきまし
ては、和歌山県犯罪被害者等支援条例というのを先に策定されております。全国的におい
ては、昨年の4月時点ではありますが、43都道府県が制定しておるところです。

また、和歌山県内のこの条例の制定については、4月の時点では30市町村のうち12
市町村が制定済みということで、ただ、その中には日高郡内の市町はありませんでした。

今年度、今回の3月に美浜町が条例を制定させていただいたんですが、ほかにも日高川
町、由良町、印南町が同時に条例を制定することとなっております。

制定につきましても、和歌山県からの条例の制定についての働きかけ、また弁護士会か
らの要望も一部あったことも付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。もう一点思い出したので。別に先の審議をするわけではない
んですが、当然新しい規定があると、この間の勉強会でもありましたが、その予算措置が
されているのかという観点で見なきゃいけないので、たしかこれは300千の計上しか
ないやと思うんですが、先ほど具体的な見舞金額を少しお示しいただきましたが、年間ど
れぐらい見積もるといっても乱暴な聞き方も分かりませんが、やはり気にはなるところ
ではありますので、5年度予算に計上されている額と、先ほど申された支給額とでは少し
何か違和感があるんですが、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、見舞金の予算措置につきましては、まずは新年度予算で、遺族見舞金の1件300千分を予算計上させていただいております。

和歌山県も先に条例制定しております。県においては給付金制度はなく、貸付制度ということで、対象は同じとしてしておるところなんです。県のほうに聞きますと、まだその条例措置以降実績がないということで、今回の本条例後の予算につきましても、まずは1件分の予算措置としてさせていただいております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 美浜町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第3号 美浜町子ども・子育て会議条例の制定について、細部説明を申し上げます。

令和5年度より第3期美浜町子ども・子育て支援事業計画の策定に着手するに当たり、子ども・子育て支援法第77条に規定する審議会その他合議制の機関として、美浜町子ども・子育て会議を設置いたしたく、本条例を制定するものでございます。

なお、令和5年4月1日施行の法改正により、第77条は同日以降第72条に繰上げされることから、本条例案の条文中においては第72条として規定しています。

第1条は総則的な規定としての設置規定、第2条では会議が所掌する事務の根拠を示しています。

子ども・子育て支援法により、市町村への設置が努力義務として規定されていることから、条例に基づく附属機関として子ども・子育て会議を設置します。この会議は、子ども・子育て支援事業計画の策定や認定こども園、保育所などにおける利用定員の設定等の際し、保護者の方や子育て支援事業に携わる方などの意見を聞くための会議です。

第3条、委員は15名以内、その構成については第2項に規定し、第1号委員として子どもの保護者、次に子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、第3号委員は子ども・子育て支援に関し識見を有する者、これらの方々を中心に組織し、その他町長が必要と認める者を第4号委員としています。

第4条にて、委員の任期を2年とし、第5条から第7条までは、会長及び副会長の互選制や会議の成立と議決の要件、委員等の守秘義務など、会議に関する諸規定、最後に第8条として委任規定を設けています。

附則に関しましては、第2項の規定により、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、別表中に子ども・子育て会議委員の追加、他の附属機関の委員と同額にて報酬額を定めるもの、本則・附則ともに令和5年4月1日からの施行としています。

補足といたしまして、本条例に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上、誠に簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 別紙のほうで、第10条の改正というところで、第1条の美浜町家庭的、これ、まだいうてない。次か。ごめんなさいね。すみません。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。単純な疑問です。まず、何か会議の割に人数が多いようで、なぜ15人以内ですのであれですけれども、やはり15人までいっちゃうのか。また、人数の決定はどのような経緯なのか。

それと、この中の第4号で「その他町長が必要と認める者」、よくある文言ですけれども、このところに何か具体的なガイドラインというか、そういうものがあるのかなのか。2点、お願いします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、委員の人数でございます。当然、第1期、第2期と支援事業計画が策定されていまして。そのときは要綱にてこの会議を設けられていたという経緯がございます。その当時は15名以内という要綱でございました。1つはその点。それから近隣の状況を見ますと、例えば日高郡内では、印南、みなべ町については15名、日高町は12名、日高川町は20名、御坊市さんは10名、その他県下でも15名と設定しておるところの自治体もでございます。県下の状況を見ますと、20名から15名以内で設定されているという状況でございます。

具体的な委員の構成ですけれども、例えばひまわりこども園ですとか、こじかさんですとか、松小、和田小さんの保護者会の方。従事されている方等につきましては、例えばひまわりこども園の園長先生、こじか園の代表の方、小学校の代表の方、学童さんの指導員さん。3号委員といたしまして、識見ということでいきますと、民生・児童委員の方から数名。その方に加えまして、例えば小児科のお医者さんでありますとか、児童発達支援センターに従事されている関係の方とか、このような方を上げていきますと15名程度にはなるのではないのかというところも踏まえまして、最終決定は15名とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町子ども・子育て会議条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、本条例別表中の農業委員会会長、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の基本額に加え、新たにそれぞれに加算報酬を追加するものでございます。

農業委員会等に関する法律が改正され、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置づけられました。農地利用の最適化、具体的には担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入者の促進など、農業委員会の業務に加わることとなります。

そういった活動に対して、国の農地利用最適化交付金を活用し、従来の報酬に加え、活動実績に応じ加算報酬を支給することができるよう、本条例を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用します。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 単純な質問です。この一覧表的なものの中に、加算方式のところ、町長が別に定める額、どこにどのように定めているのですか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えいたします。

この条例のほか、農業委員会等最適化報酬規則というのを定める予定になっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 教育施設使用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第5号 教育施設使用条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、小学校屋内運動場の使用料について、その額を改めるもの及び松洋中学校屋内運動場冷暖房設備の使用料について、新しく別表を設け、その額を定めるものでございます。

両小学校の屋内運動場の使用料に関する規定のうち、社会スポーツに使用する場合の額について、昼間の午前と午後及び夜間においては550円から1,100円に、昼間の1日においては1,100円から2,200円に、それぞれ使用料の徴収実態に即した形での額に改めるものでございます。

次に、松洋中学校屋内運動場に新設されます冷暖房設備の使用料につきましては、この設備で消費される電力量に対し、直近での電力量料金や燃料費調整額、再エネ発電促進賦課金の単価、それぞれを乗じて得た額の合計額を基礎に、アリーナでは1時間につき2,500円と、卓球場では同じく500円と使用料の額を設定いたしました。

この使用料は、部活動を含む学校教育以外の目的での活動等において、冷暖房設備を使用する場合にご負担いただくものでございます。

附則に関しましては、松洋中学校屋内運動場冷暖房設備の使用料に関する改正規定は令和5年4月1日から、小学校屋内運動場の使用料に関する改正規定については公布の日からの施行としています。

補足といたしまして、本条例改正に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上、誠に簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 予備知識がないのでちょっとお伺いしたいんですけども、小学

校屋内運動場のところで、社会スポーツに使用の場合って、社会スポーツとはどういうことを言うのですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 条例にて、社会スポーツに使用する場合として表現されているところがございます。例えば、大人の方がバレーボールを目的として体育館を使用される場合ですとか、そういう類いのものがございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 夜間5,500円、社会スポーツ使用の場合550円。これ、10倍ほど違いますよね。この5,500円を払わないかんというのは、スポーツ以外での使用という形になるんでしょうか。夜間5,500円と。そうです、新旧対照表。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） すみません、新旧対照表4ページでございます。

それぞれ改正案、右側の現行案におきまして、昼間3,300円、ただし照明使用の場合は5,500円と、従来からそのように規定されているところがございます。

なお、今回の改正につきましては、社会スポーツに使用する場合を550円から1,100円、もしくは1,100円から2,200円というふうに改定するものがございます。今回の改正につきましては、あくまでも社会スポーツに使用の場合の料金ということで、考えていただければと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 伝わっていないのかも分かりませんが、社会スポーツ、今回改正で1,100円になりますよね。その上に夜間5,500円となっていますよね。この5,500円かかるというのは、どういう目的の使用のときにかかるんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 中央公民館長。

○中央公民館長兼図書館長（中村厚美君） お答えいたします。

スポーツ以外のイベントごとに使用する場合があります。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） ちょっと以前から気になっておったんですけども、もともとこの改正する基の、その理由というのかな、そこら辺を分かりましたら説明願えますか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） この小学校屋内運動場の金額を徴収実態に即した形での額に改めると、先ほどご説明させていただきました。

私ども、今回松洋中学校の冷暖房の空調設備の関係でこの本条例の改正を進めてきた中で、小学校の屋内運動場におきましては、実際徴収している金額がこの改正後の金額を徴収していたというところがございます。遡ること、平成26年まで調べてみたんですけど

ども、平成26年からこの改正後の金額で徴収していたという実態がございました。このたび、その徴収実態に即した形に条例を改めさせていただきたいというものでございます。以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） そうしたら、これは町の公共施設の貸出しですので、例えば中央公民館であるとか、それからほかの施設の貸出しの料金、無料のところもありますよね。そういったところとの整合性というのかな、何でこの分だけ取るのかなという、前々からちょっと気になっておったことなんですけれども、無料のところもありますんで、同じ町の税金を使って建てた施設でありますので、そこら辺、なぜかなと思います。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 例えば中学校の体育館、学校のグラウンド等々につきましては、使用料はこの条例に基づいた金額でご負担いただいているところでございます。その団体によって、75%なり50%の減免措置をして、ご負担いただいているというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） かなり高額に上がって、値段の値上がり率が高いと思うんですよ。これは町民も町外の人も同じ金額ですか。町民はちょっと幾らとか値下げするとか、そこら辺のそういう考えはないんですかね。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 小学校の屋内運動場の金額につきましては、今回上げさせていただいたというよりも、徴収していた金額に条例を合わすというものでございますので、その辺、申し訳ございませんが理解していただければと思います。

各種スポーツの団体がございます。それぞれ、先ほども申し上げましたけれども、75%ないしは50%というふうに、段階的に減免措置はちゃんと設けさせていただいているところでございます。なので、最大ここに記載している金額の50%の額を頂いてというところでございます。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） すみません、今の、ちょっと私が聞き漏らしたのかもしれませんがけれども、突然倍額にされた根拠がちょっと分からないんです。

それと、今のご質問があったことに対するお答えで、町外の方が使った場合はどうなんですかというふうに多分聞かれたのではないかなと思ったんですけれども、それに対するお答えではなかったように思いますので、再度質問させていただきます。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 倍額にした根拠、倍にしたというものではございません。そもそもその金額を徴収していたということなんです。例規がその金額をちゃんと記載され

ていなかったということで、例規を改めるというもので、値上げというものではございません。

ここに今回記載させていただいております町外の方については、100%ご負担ということなので、午前の場合は1,100円、午後の場合は1,100円、1日ですと2,200円というものでございます。町民の方になると、そこから75%の金額ないしは50%の金額というふうに、段階的に減じた金額を頂いているというものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時10分です。

午前九時五十三分休憩

———・———
午前十時一〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 先ほどのご質問にお答えしたいというふうに思います。

この改正につきましては、繰り返しになりますけれども、現状に合わせてということでご理解いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。1点だけ。もちろん、要は最初の料金の改正でアリーナであるとか卓球場、直近の電気料金云々と言われて、電気料金すごく気になっているところで、今の2割高いのをしたのか、それともまた違うのか、いずれにしても条例で料金を決めなければならないというのは理解しているんですけど、その辺どうなんですか。今の高い料金で計算しているのか、そうするとまた何かの具合で条例改正しなければならないのか、その辺もどかしいところはあるんですが、その辺いかがですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 本当に電気料金というのはもう目まぐるしく変わるというか、ちょっと先行き不透明なという部分が非常に多いと私自身認識してございます。お手元に配付させていただいているこの算出の資料なんですけれども、右側の電気料金の単価につきましては、まず電力量料金の夏季の単価ということで2023年2月現在では13.94円、それから次に燃料費調整額の単価を10.73円に設定させていただいています。これは直近といたしますか、たしか2月だったんですか、2月の単価だったと思います。3月は若干落ちています。はい。若干落ちています。再エネの単価については、これはもう4月まで固定ということなので3.45円というような形で、その数字を用いて積算させていただいています。

今後、著しくこれらの単価が上がるようなことになれば、当然、増額の条例改正というのも一つの選択肢だと思います。逆に、著しく単価が下がって元のさやに電気の料金が戻る

ということになれば減額という形での改正というのも十分あり得る話でございます。いずれにおきましても、ご使用いただいた分についてお支払いいただくというような観点から制度設計させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 教育施設使用条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第6号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、令和5年4月からのこども家庭庁の発足、親権者による子どもへの懲戒権に関する民法改正、園児送迎用バスでの痛ましい事故、その再発防止やインクルーシブ保育の推進などの事柄に関連し、各種法律・府令省令の改正が一括して行われています。

このことより、関係する当町条例中において所要の改正を行うものでございます。

第1条として、美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

家庭的保育事業等とは、地域型保育事業として分類される、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業をいいます。

児童福祉法第34条の15により国、都道府県、市町村以外の者については、市町村長が認可し、これらの設備及び運営に関する基準については、同法第34条の16で「市町村は、国の定める基準に従い、又は参酌し、条例で定めなければならない」とされていることから、関係する法律や省令等の改正に準拠した条例改正を行います。

第7条の2の追加は、利用乳幼児の安全確保の推進として、安全計画の策定等を義務化するもの、第7条の3の追加は、利用乳幼児の通所や事業所外活動等のために自動車を運行する場合は、乗降者時の際、点呼等による利用乳幼児の所在確認を義務化し、加えて、送迎用の自動車を日常的に運行する場合は、ブザーその他車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置の装備を義務づけるとともに、この装置を用いた降車時の所在確認までも義

務化するものがございます。

第10条の改正は、家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設との一体的な支援（インクルーシブ保育）を推進するため、その併設の際、保育に支障のない場合に限り、特有の設備及び専従の職員の共用・兼務を可能とするものがございます。

第13条の削除につきましては、民法及び児童福祉法の改正により、親権者の子に対する懲戒権や、児童福祉施設長の入所児童に対する懲戒権に関する規定が削除、省令においても、その濫用禁止に関する規定が削除されたため、条例中より同様に、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するものがございます。

第14条の改正は、努力義務としている、感染症及び食中毒の予防・まん延防止に関する必要な措置の内容について、職員に対する研修や訓練の定期的な実施と明確化するものがございます。

第25条は、主務大臣の変更、「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に改めるものです。

続きまして、第2条、美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

特定教育・保育施設とは、施設型給付費の支給対象施設として確認された教育・保育施設（認定こども園や幼稚園、保育所）をいい、特定地域型保育事業とは、地域型保育給付費の支給対象事業として確認された地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）をいいます。

子ども・子育て支援法第31条及び第43条により、それぞれの給付費の対象確認については市町村長が行い、これらの運営に関する基準については、同法第34条及び第46条で、市町村は、国の定める基準に従い、または参酌し、条例で定めるものとするときから、関係する法律や省令等の改正に準拠した条例改正を行います。

まず、第4条や第6条をはじめ第52条に至るまで、子ども・子育て支援法第19条を引用している箇所の改正についてでございます。

同法の改正により、厚生労働省からこども家庭庁に移管される事務については、移管後は、厚生労働大臣との協議が不要となることから、その協議に関する規定である同法第19条第2項が削られ、第19条自体が2項立てから1項立ての条文となることによるものです。

第15条第1項第3号につきましても、法律の引用箇所の改正、学校教育法の改正により、幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性の確保するため、文部科学大臣と内閣総理大臣との総合協議が義務化されることから、同法第25条にその協議規定として第2項と第3項が新設され、第25条自体が1項立てから3項立ての条文となることによるものです。

第15条第1項第4号及び第44条は、主務大臣の変更、「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に改めるものです。

第26条の削除につきましては、先ほどご説明させていただきました懲戒権に関する法改正等によるもの、条例中より、懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除するものでございます。

第3条は、美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

放課後児童健全育成事業を実施するには、児童福祉法第34条の8により国・都道府県・市町村以外の者については、市町村長への届出が必要、その設備及び運営に関する基準については、同法第34条の8の2で「市町村は、国の定める基準を参酌し、条例で定めなければならない」とされていることから、関係する法律や省令等の改正に準拠した条例改正を行います。

第6条の2を追加し、「安全計画の策定等」を、第6条の3を追加し、放課後児童健全育成事業者においても、諸活動等のための自動車の運行では、乗降者時の際の点呼等による所在確認を、それぞれ、家庭的保育事業者等と同様に義務づけるものでございます。

第12条の2の追加は、非常災害等の発生時における業務継続計画の策定等を努力義務とするもの、第13条の改正につきましては、先ほどの家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と同様、努力義務としている感染症及び食中毒の予防・蔓延防止に関する必要な措置の内容について、「職員に対する研修や訓練の定期的な実施」と明確化するものでございます。

第4条の美浜町立ひまわりこども園条例の一部改正につきましては、先ほどと同様、子ども・子育て支援法の第19条を引用している箇所を改めるものでございます。

最後に、附則について、ご説明させていただきます。

第1項の施行期日につきましては、関係する法改正等の施行期日と同日の令和5年4月1日としますが、一部、懲戒権限の濫用禁止規定の削除に関する改正規定（改正後の第1条中第13条の削除及び改正後の第2条中第26条の削除）については、既に、民法や児童福祉法、府令省令の一部改正が令和4年12月16日より施行されていることから、公布の日としています。

第2項は、第1条の美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する経過措置として、ブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えること、及びこれを用いることにつき困難な事情がある場合は、令和6年3月31日までの間、当該自動車へのブザー等の装備は猶予されますが、この間においても、その装置の装備に代わる措置を講じて所在確認を行わなければならないというもの、第3項は、第3条の美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正における安全計画の策定等については、令和6年3月31日までの間、義務ではなく努力義務とする経過措置を設けるものでございます。

補足といたしまして、本条例改正に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 先ほどは失礼しました。第1条、美浜町家庭的保育事業等というところ、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正のところの第10条の改正なんです。これはインクルーシブ保育、特に大変な保育だと思うんですけども、例えばもうその家庭的保育事業の中の居宅型みたいになってくるとなかなか少数人数ではできないですけども、ほかの6人から19人も含めてこういうのというのは現実的にあり得るんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、今回の第1条の家庭的保育事業等に関する条例の改正でございます。正直申し上げまして、家庭的保育事業、この資料の第1条の青い箇所にはちょっと表で表記させていただいております。町内にはちょっと存在しておりませんので、実情としては存じ上げないということになるかと思えます。

今回のこのインクルーシブ保育でございます。例えば、保育所なり、そういう事業者さんと社会福祉施設を併設していると。その際、国の基準では保育室とか職員については共用、兼務はできませんよと。あくまでも、併設しているにおいても保育室は別々に設けなさいよと、そこに別々で保育しなさいよというようなものでございました。それをもう一体的に保育室を例えば保育所の保育室へ、もうそういう支援を要する子どもさんを一緒に入れてみんなで保育していいですよと。当然、それぞれの職員さんも同じ関わっていいですよということで、簡単に言いますと、保育室の共用ですとか職員さんの兼務ですとかというのが認められる、いわゆる緩和されたところでございます。ただ、実情についてはちょっと私存じ上げないというところでご理解いただければと思います。どうもすみません。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 美浜町赤ちゃん誕生祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 美浜町赤ちゃん誕生祝金支給条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、第3条の受給資格で定めております、現に町内に居住していることの規定の削除をお願いするものでございます。

現行の条例では、受給資格としまして、新生児の養育者は、新生児の出生前から本町の住民基本台帳に3か月以上登録され、現に町内に居住していることと定めております。

令和元年7月より条例に基づき施行している中で、受給対象者であります新生児の養育者は、婚姻前から、新生児の出生時においても本町に住民登録されておられ、本町に居住される予定でありましたが、住宅事情によりまして住居を確保することができなく、祝金を受給できなかったことがあります。このように、住民登録をされ、本来であれば本町に居住される方がご家庭や職場、住居などの諸事情によって居住できないことがあります。本町に住民登録をされておりますので、本町に居住はされていないが祝金の受給資格であります住民基本台帳に3か月以上登録されておられる養育者に祝金を支給させていただきたく、改正をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。これは条例ができたときに聞いておくべきだった話かも分かりませんが、極めてレアなケースを少し聞きたいです。今回の改正については、それはそうだろうと思います。ただ、その第3条で新生児の養育者というか、前に説明は聞いたんでしょうけれどもあまり頭に残ってはないので、仮にというか、確認の質問はよくないとは言われるんですが、例えば新生児が誕生して2週間以内に届けます、もちろんその前に養育者が3か月基本台帳に登録というこの条件は充足した上で、例えば出生届の後に何らかの事情で、いわゆる養育者は一般的にはご両親が多いでしょうが、ご両親に事情があって片方の方だけと新生児が転居したと。だから、養育者としては残っている方のほうが養育者になるのか扶養者になるのか、監護者とか、その辺ちょっとそのいろいろ戸籍上の名前は僕よく分からないんですけども、養育者と思われる方が美浜町に残っているけれどももう新生児の方は住民票を持って転居しちゃっていると、そういう場合でもこれは支給されるんですね。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） ちょっと確認させていただきたいんですけども、養育者が町内におられる、だけど子どもさんが転居された、それは申請後の話ですよ。なれば、申請時においては美浜町にまだおったということなんで支給させていただきます。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 聞いたら、その第8条の規定のところの1項、本町の住民台帳に登

録されなかったときとその申請するまでですよ。今はだから出生届のときに、はいこれをもって紙出しているから申請は滞りがないということでこの条件には当てはまらないという理解でいいんですか、ですよ。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） おっしゃられるとおり、申請時にはまだ町内におるといふことなので、住民基本台帳に登録されておりますので支給対象となります。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 美浜町赤ちゃん誕生祝金支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 議案第8号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表もご参照ください。

今回の改正は、社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金等の支給額を全国一律で500千円に引き上げるべきと決定されました。

これを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年2月1日に公布されたことに伴い、国民健康保険における出産育児一時金について、「408千円」から「488千円」に改正するものでございます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

経過措置として、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、従前の例によるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） この488千円というのは、もちろん算出方法はあるんでしょうけれども、位置づけとして、美浜町なんかは和歌山県で見たらどんなものなんですか、全部一律ですか、これは。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 出産育児一時金につきましては、488千円は全国一律でございます。それと、今500千円支払うというのは、12千円は産科医療補償制度の掛金となっております。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 議案第9号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対表についてもご参照ください。

今回の改正は、第9条関係の別表第2、し尿処理手数料の改正でございます。

過去における改正につきましては、9年前の平成26年に、諸物価の高騰により収集経費がかさんでいることや消費増税分3%を含め25円値上げし、その後は令和元年に消費税10%対応としまして、180当たり税込み230円に改正しております。

今回の改正に至る要因につきましては、業務人員の確保が困難なことによる人件費の上昇や業務車両価格の上昇、エネルギー価格の上昇による諸物価の高騰が要因でありまして、基本料金を180当たり税込み「現行の230円」から「253円」に改正をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第10号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第8号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億88,462千円を追加し、補正後の総額を53億57,141千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、入札差額や実績見込みが大半でございます。これらの不用額とまだ予算化していない普通交付税や前年度繰越金など、併せて財政調整基金へ3億40,000千円を積立てすることが、主なものでございます。

4ページ、第2表は繰越明許費でございます。

その内訳として、農林水産業費では、三尾海藻倉庫新築事業1,976千円の繰越し、土木費は、道路新設改良事業5,683千円、交通安全対策事業1,000千円、町営住宅和田団地屋根外壁改修事業33,115千円の繰越し、消防費は、上田井地区津波避難施設整備事業18,216千円の繰越しで、令和5年度への繰越件数は5件でございます。

5ページ、第3表 債務負担行為補正は、煙樹海岸キャンプ場管理業務の廃止でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

9ページ、地方交付税、普通交付税3億14,177千円の追加は、財源調整や財政調整基金、教育施設整備基金等へ積立てを行うものでございます。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金1,640千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

教育費負担金904千円の増額は、こども園費負担金の追加と学校給食費負担金の減額は実績見込みによる減額でございます。

使用料及び手数料、使用料、教育使用料130千円の減額は、実績見込みによるもの、商工使用料1300千円の減額は、コロナ禍によりキャンプ場を閉鎖したことによる皆減でございます。

11ページ、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金3,487千円の減額は、障害者医療費負担金は800千円の減額、障害者自立支援給付費等負担金1,000千円の追加はそれぞれ実績見込みによるものでございます。児童手当負担金2,627千円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金517千円、子育てのための施設等利用給付交付金543千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

国庫補助金、土木費国庫補助金8,498千円の減額は、実績見込みなどによる道路交通安全対策事業、住宅耐震化促進事業の減額でございます。

教育費国庫補助金111千円の減額、民生費国庫補助金567千円の減額は実績見込みによるものでございます。

総務費国庫補助金11,563千円の減額は実績見込みによるもので、社会保障・税番号制度システム整備費補助金23千円の減額は、マイナンバー制度の導入に係る戸籍システム改修実績によるもの。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費補助金7,130千円の減額は、事業の確定によるものでございます。

衛生費国庫補助金3,620千円の追加は、出産・子育て応援交付金の県補助金から国庫補助金への振替分でございます。

消防費国庫補助金1,500千円の減額は、上田井地区津波避難場所整備事業補助金でございます。

国庫委託金、総務費国庫委託金595千円の減額は、参議院議員選挙委託金の確定によるものでございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金1,487千円の減額は、実績見込みによる障害者自立支援給付費等負担金500千円の追加、児童手当負担金802千円、子どものための教育・保育給付費県費負担金514千円、子育てのための施設等利用給付交付金271千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

県補助金、総務費県補助金1,249千円の減額は、実績がございました和歌山県移住支援事業補助金の皆減と、新型コロナウイルス感染症対策費補助金の減額でございます。

民生費県補助金3,714千円の減額は、ひとり親家庭医療費補助金300千円、乳幼児医療費補助金600千円、紀州っ子いっぱいサポート事業補助金54千円、在宅育児支援事業費補助金885千円の減額は、いずれも実績見込みによるものでございます。

衛生費県補助金3,620千円の減額は、出産・子育て応援交付金の県補助金から国庫補助金への振替分でございます。

農林水産業費県補助金2,050千円の減額は、各事業の入札差額や実績見込みによるものでございます。

土木費県補助金は2,753千円の減額、教育費県補助金は281千円の減額、消防費県補助金305千円の減額はいずれも実績見込みなどによるものでございます。

県委託金、総務費県委託金543千円の減額は、県知事選挙委託金の確定によるものでございます。

17ページ、繰越金、前年度繰越金2億60,000千円の追加は、財源調整や財政調整基金等へ積立てを行うものでございます。

諸収入、雑入46千円の減額は、キャンプ場閉鎖による売店売上げ収入の皆減と多面的機能支払交付金返還金でございます。

町債、土木債2,100千円の減額、消防債2,800千円の減額、教育債39,900千円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

19ページ、議会費3,250千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費480千円の追加は、会計年度任用職員の人件費の減額、事業の確定や実績見込みによる減額などがございます。

文書広報費223千円の減額は、広報みはま印刷の実績見込みによる減額でございます。

財産管理費406千円の減額は、業務委託をしなかったことによる皆減でございます。

企画費101千円の減額は、負担金の確定によるものでございます。

公害対策費194千円の減額は、西川、和田川水質検査・底溶質分析業務の実績によるものでございます。

電子計算費4,763千円の減額は、基幹系システム構築料、基幹系クラウドシステム共同印刷委託業務の実績による減額でございます。

諸費20,764千円の追加は、御坊広域行政事務組合への負担金は確定による減額と、償還金利子及び割引料は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の償還金と、多面的機能支払交付金の償還金でございます。

財政調整基金費3億40,000千円の追加は、不用額とまだ予算化していない前年度繰越金・普通交付税などの財源を積立てするものでございます。

地方創生事業費5,549千円の減額は、実績見込みなどによる減額でございます。

23ページ、新型コロナウイルス感染症対策費2,641千円の減額は、各事業の実績見込みなどによる減額でございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費7,130千円の減額は、事業の確定によるものでございます。

徴税费、税務総務費59千円の減額、賦課徴収費150千円の減額は、実績見込みなどによるものでございます。

25ページ、戸籍住民基本台帳費419千円の減額は、マイナンバー制度の導入に係る戸籍システム改修実績によるものでございます。

選挙費、県知事選挙費543千円の減額と参議院議員選挙費595千円の減額は、確定によるもの。

27ページ、監査委員費282千円の減額は、実績による減額でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費450千円の減額は、実績によるものでございます。

老人福祉費1,764千円の追加は、事業の確定や実績見込みによるものでございます。繰出金は3,586千円の追加で、介護保険特別会計の増額補正による介護給付費繰出金などがございます。

心身障害者福祉費は790千円の追加でございます。委託料、負担金補助及び交付金は

実績によるもので、扶助費2,000千円の追加は、実績見込みによるものでございます。

29ページ、心身障害者医療費4,800千円の減額、地域包括支援センター運営費3,287千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

児童福祉費、児童福祉総務費5,165千円の減額、児童福祉施設費3,872千円の減額、児童措置費3,100千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

31ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費1,251千円の減額は、人件費の減額や実績見込みによるものでございます。

予防費12,174千円の減額は、新型コロナウイルスワクチン集団接種に伴う経費の実績による減額と、予防接種委託料の実績見込みによる減額でございます。

環境衛生費1,100千円の減額は、委託料は業務委託先職員の新型コロナウイルス感染により業務停止したことによるもの、工事請負費は施工実績によるものでございます。

墓地基金費255千円の追加は、令和3年度の墓地関係歳入歳出決算剰余金を積立てするものでございます。

33ページ、清掃費、塵芥処理費8,979千円の減額は、指定ごみ袋の入札差額による減額、清掃センター負担金の確定によるものでございます。

し尿処理費782千円の減額は、クリーンセンター負担金の確定によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費773千円の追加は、先ほど議案第4号でお認めいただいた委員等最適化活動報酬の追加でございます。

農業振興費1,748千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

水産業費、水産業振興費1,600千円の減額は、実績がございましたので河川流出物等回収事業、重機借上料、原材料費の皆減でございます。

35ページ、漁港管理費133千円の減額は実績によるものでございます。

漁港建設費3,000千円の減額は未執行による皆減でございます。

商工費940千円の減額は、実績見込みなどによる減額。

観光費3,651千円の減額は、コロナ禍によりキャンプ場を閉鎖したことによるものと、看板商品創出事業の実績による減額でございます。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費7,224千円の減額は、役務費は分筆箇所減少による減額、委託料は寺田橋架け替え工事の精算によるもの、工事請負費1,000千円の追加は、寺田橋において町が発注する交通安全対策工事でございます。

37ページ、河川海岸費、砂防費767千円の追加は、急傾斜地崩壊対策事業の増額による地元負担金の増額でございます。

都市計画費、都市計画総務費4,052千円の減額は、都市計画マスタープラン改定業務の入札差額で、都市計画図作成業務は未実施による皆減でございます。

住宅費、住宅管理費8千円の追加は、国庫補助事業実施によるものでございます。

消防費、非常備消防費274千円の減額は、旅費、交際費は実績見込みによるもの、負

担金補助及び交付金の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による研修会などの中止によるものでございます。

消防施設費1,176千円の減額は入札差額によるものでございます。

災害対策費14,109千円の減額は、委託料は実績見込みによるもの、工事請負費は入札差額や精算による減額と備蓄倉庫新築工事265千円の追加、負担金補助及び交付金は各事業等の実績見込みによるものでございます。

39ページ、教育費、教育総務費、事務局費817千円の減額、教育諸費50千円の減額は実績見込みによるものでございます。

教育施設整備基金費3億円の追加は、前年度繰越金、普通交付税などの財源を積立てするものでございます。

小学校費、学校管理費1,033千円の減額、教育振興費260千円の減額は実績見込みによるものでございます。

中学校費、学校管理費42,025千円の減額は、委託料及び工事請負費は入札差額によるもの、その他は実績見込みによるものでございます。

教育振興費400千円の減額は、実績見込みによる準要保護の減額でございます。

幼稚園費1,306千円の減額につきましても実績見込みによるものでございます。

こども園費、ひまわりこども園費18,430千円の減額は、実績見込みによるもので、備品購入費は事業の確定によるものでございます。

社会教育費、社会教育総務費812千円の減額、公民館費100千円の減額は実績見込みによるものでございます。

保健体育費、保健体育総務費30千円の追加は、小学生の全国大会出場によるもの、体育施設費154千円の減額は、体育センター屋根改修工事設計委託業務の入札差額による減額、学校給食施設費2,610千円の減額は、実績見込みによる賄い材料費、学校給食校外調理業務の減額などでございます。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は11時10分です。

午前十時五十七分休憩

—————・—————

午前十一時一〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

これから質疑を行います。2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） まずは、ちょっと幾つかあります。繰越明許費の5つ、これ遅れ

た、繰り越した理由をちょっと教えてください。

それと、すみません、12ページ、この住宅耐震化促進事業、これどれぐらい使っているのかなと思って、何件でどれぐらい使っているのかなということを4,000千円の件です。

そして、まだあります。16ページの和歌山県移住支援事業補助金、これに関してはもうそのままやと思うんですけども、この辺ちょっと詳しく教えてください。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） まず、繰越しの部分についてお答えいたします。

農林水産建設課において繰越しは4件ございまして、まず上から三尾海藻倉庫新築事業でございますけれども、これは当初補正でお願いしました防衛省の関係の費用分析業務という業務がございました。その入札差額をもちまして三尾海藻倉庫の新築工事の設計をしております。ここの部分については、県道拡幅において、その三尾の海藻倉庫、今現在ある海藻倉庫に進入が不可能になる可能性があるということで、急遽設計委託を発注いたしました。今現在、設計にかかっているところなんですけれども、まず建て替えの現地というのが漁港内で三尾漁協のほう希望されておまして、いろいろと漁港内でも工事が行われておりますので、その関係で一部ちょっと現地測量ができないという部分がございますので繰越しをお願いしております。

次に、道路橋梁費の道路新設改良事業、繰越しでございます。これも前回の議会でお願いたしました大三尾33号線という路線がございます。令和4年度でその工事は行ったんですけども、そのときに発覚した慶本池からの排水管が埋設されてございます。そこにつきましても、今現在発注はしておりますけれども、これは意味合いとして雨季に慶本池の排水なんかが出てくると周りに及ぼす影響もある可能性があるため少し前倒し、今回令和5年度は骨格予算ということもございましたので、早期に行うために前倒しでお願いした部分でございます。

次に、道路橋梁費、交通安全対策事業でございますけれども、これは先日県のほうで委託しておりました西川河川改修事業に伴う寺田橋の架け替え工事、これが完成したところでございますけれども、そこに交通安全対策としてグリーンベルトを引く工事がございます。周辺、まだ工事少し残って、周辺の道路、また取付け部分について工事もやっておりますので、ダンプ等と往来が落ち着きましたら発注したいなというふうに考えております。

最後、土木費、住宅費の町営住宅和田団地屋根外壁改修工事でございますけれども、これはC団地でございまして、B団地というのは海に近いほうでございます。C団地は県職住宅との間にある部分でございます。この部分については、これも補正でお願いしていただいた部分なんですけれども、同時に発注しますといろいろと駐車場等支障も出てくるというところもございまして、当初2か年でやる予定でございました。ただ、国のほうの補助金が前倒しで交付されてきたため、それを申請して我々もこのC団地の改修工事につい

て工事を発注したというようなことでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） お答えします。

まず、その上田井地区津波避難施設整備事業の繰越しの関係です。

これについては、昨年の10月頃、南側のタワーの関係です。それで、10月頃、くい打ちが工事が終わったんですけれども、基礎工事に取りかかるときにそこから水が吹き出してきてということで、その対策工事ということで周りに矢板を敷き詰めたりとか、その土を入れ替えたりというようなことで工事が遅れてしまったというような状況でございます。

それと、次に、住宅耐震化事業補助金の関係で4,263千円の減額となった件数等というところなんですが、まずこの業務については耐震診断委託業務、耐震改修補強設計審査、耐震設計改修工事総合型、古家解体、ブロック塀の改善、こういうふうな事業になっております。これにつきましては、まず耐震診断委託業務については、当初40件取っております。それが13件が実績見込みにより減としております。それと、耐震改修補強設計審査ということで当初5件取っておったんですが、全く実績がなくゼロ件という状況です。それと、耐震設計改修工事総合型事業ということで、建て替え、改修を含む工事なんですが、当初10件取っておった中で7件を減額しております。それと、次に古家解体支援事業ということで、これについては若干利用者が多く、当初10件、利用件数は補助対象以外の分も含めると16件、補助対象事業であれば13件ということになっております。これについては、その実績額に応じて補助をするということなんで、件数が増えたからこれだけ上がったというわけではなく、それぞれの工事、上限750千円以下のやつもあったのでこういうふうな数字で258千円増額となっております。

それと、ブロック塀の撤去改善ということで、当初10件、これが2件しかなく減額、ブロック塀の撤去改善事業の改善という部分でこれも10件取っておったんですが、そのうち1件分ということになりまして減額となっております。トータルすると4,263千円ということになります。詳しく金額言えと言われたらまた言いますが、どうですか。はい。

次に、和歌山県の移住支援事業補助金1,200千円の減額、この内容について詳しく説明してくれというようなことだったと思います。それで、これについては、実際当初1件取っていたやつが実績がなくゼロ件となっております。この事業に関しましては、ちょっと文章をそのまま読みます。「東京23区に在住または東京圏に在住し、東京23区への通勤者が町内に移住し、さらに移住支援企業で就職または起業した場合に補助する」というようなこういう内容になっております。そういう東京圏から美浜町へ移住して、なおかつ起業あるいはその対象である企業へ就職した方に対してお金を支払うと。事業費については1,600千円の補助率については4分の3、県補助で1,200千円の減額とな

っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） 41ページ、42ページの第9款教育費の第3項中学校費の第1学校管理費のところの報酬の部分です。会計年度任用職員の部分で、実績で965千円マイナスになっています。ここ多分、予算のときには3人の部活動の指導員のことだったように思うんですけども、これだけ余っているということは子どもたちの部活動に支障はなかったのかなと、指導員どういうことで、055千円の予算だったのにマイナスになったのか、ちょっとその辺詳しく教えてください。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、965千円の減額でございます。内訳につきましては、町費で雇用します講師の方、4月1日からは12か月分取っておったんですけども、その方、4月1日からなんですけれども10月からは県費の職員として財源がちょっと振り替わりましたんで、ということは町費で支出する分がまずはなくなりました。それでおおむね557千円、残りにつきましては部活動指導員、おっしゃるように部活動指導員につきましては年間2名の方を予算措置しているところでございます。1名の方についてはもう年度当初から年度末まで、もう一名の方につきましては実際もう全く執行ゼロということでございまして、その分が423千円でございます。じゃ現場はということになりますけれども、そこはまた担任の教師の方、教員の方が部活動の顧問として就任していただいているということでございましたので、幸いにも子どもたちへの支障というのはないというふうに理解しています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番、2点。24ページの真ん中辺り、負担金補助及び交付金で、この住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、ちょっと元の額は記憶にないので、この金額かな。結構な金額なので、この給付金事業に漏れはなかったのかとか給付率とか、その辺を。

それと、36ページ、ほかの人も聞きたいかも分かりませんが、真ん中辺りの観光費のところ看板商品、たしか当初予算で看板を作るのかと思いましたが、どんなものができてどうなったのかとか、実績、内容をお示し願えたらと思います。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金についてです。

当初、対象については200世帯を予算計上しておりました。それで、申請実績により最終的にはこの132世帯に対しての給付となった次第でございます。予算ですので、当初は非課税世帯ということで多めの200件を想定していたわけでございますが、最終

実施するときには対象については144世帯が対象となりまして、申請された方が132世帯、91.6%の申請率でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課主幹。

○防災まちづくりみらい課主幹（北村卓也君） 谷議員にお答えいたします。

看板商品創出事業についてですけれども、この件につきましては、観光庁の地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業ということで、地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史、文化・芸術、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施するものでございます。

補助率につきましては、補助率が5,000千円まで、定額10分の10でございます。5,000千円を超える部分につきましては2分の1で、補助の上限額は10,000千円となっております。

それから、美浜町の事業の概要についてですけれども、まず3点ございまして、1点目につきましては一般客向けのSDGsの体験型のコンテンツ、いわゆるビーチコーミングであったり、ワークショップを行うというようなものでございます。

次に、2点目といたしまして、美浜町の特産品を活用した新規看板デザートメニュー、これにつきましては環境循環型農作物であります松ブランドを使った地域独自の看板メニューということで、松イチゴ、松キュウリを使ったマカロンを開発していただきました。今後につきましては、このマカロンをお土産化していくということになるんですけれども、今まだ業者も定まっていないところでございまして、新年度に向けまして業者を探し、販売に向けて努力をしていきたいなというふうに考えてございます。

それから、地域の観光コンテンツを活用したここでしか手に入らないお土産の開発ということでございますが、これにつきましては、ウミネルと申しまして水あめを活用した商品、それからうみねこグラスと申しましてシーグラスを形取ったキャンディーを開発いたしました。今後、当町のお土産物にならないかなというふうに考えているところでございます。

それで、3点目といたしまして、カナダ移民の歴史や紀伊日ノ御崎灯台など、地域性豊かな場所を巡るマイクロツーリズム、いわゆる自宅から近場、一、二時間の距離で行う旅行等観光があるかと思うんですけれども、そういうコースをツアーを組んで何とか皆様に当町へお越しいただくようなツアーを開発いたしまして、旅行会社と今折り合っているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） まず、最初の住民税非課税世帯云々ですけれども、対象が145なのに200も取ったのかというのは少しちょっとクエスチョンで、それはそれとして、対

象が135あって130の実績。これはそういうことで問題ないんですか。申請せえへんから給付しなかった、それはそれでいいものなんですかということと、看板商品のほうと、いずれにしてもこの3項目生まれたところで、これから育っていくというあたりの理解でいいのか、それはもうその対象の方々だけの努力で育っていくのか、町としてもっと力を入れてやっていくような方向で考えていらっしゃるのか、そのあたりお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 申請されなかった方に対してなんですけれども、当然、されなかった方に対しては、把握しまして再度の通知、また訪問もさせていただきました。ただ、それにより不在であったりとかということで、結果こういう数字になった次第でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課主幹。

○防災まちづくりみらい課主幹（北村卓也君） 谷議員にお答えいたします。

この看板商品創出事業で開発いたしました商品につきましても、ツアーであったり、お土産物であったり、そういうものに関しましてはもちろん町が優先的に関わりまして、全国的に発信をしていけたらなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） すみません、蛇足になるかも分かりませんが、そうなるたとえばふるさと納税の対象品に繰り入れるとか、そういうふうな理解でよろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課主幹。

○防災まちづくりみらい課主幹（北村卓也君） 一部に関しましては、なかなか難しい部分もあるんですけれども、マカロンであったり、松イチゴ、松キュウリを使ったマカロン等々を開発して、ふるさと納税にも入れていけたらなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） ちょっと聞いてみたいことがありますんでお願いします。16ページのこの和歌山県の移住支援という先ほどの太田課長からお伺いした分ですけれども、私個人的には改築とかあんなでもともと使うのかなとは思っていたんですけれども、東京23区からの応募という、こんなんで何か県が進めているんですか。県が進めていて、例えば広報的なものも全て県がどうですかという感じで言うているということではないんですか。

それと、もう一個、耐震のほうも減ってきてます減ってきてますという、見込みから減ってきていると、これ何かやっぱり理由はあるんですか。その2点お願いします。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） まず、移住支援の関係ですが、これはもう県の補助事業であります。これはまず県のわかやま県空き家バンクに登録しているのが大前提になっております。そこで、そこから移住してきた人が東京23区から働いているとか、そういうような条件が満たされれば町からもその方に対して報告はしますし、和歌山県のホームページの中にもこういう事業がありますということに移住者向けにも発信はされております。

次に、耐震の関係で、実績がだんだん減ってきているというような感じですが、まずこの耐震診断というのは毎年ですけれども、一番のピークは平成29年で40件というのがありました。そこから増えたり減ったりというような形で、令和2年度で23件、令和3年度で22件、今回27件というような状況になっております。ただ、その人数が減ってきているのかどうかというのはなかなか難しいところであるんですが、かなりのトータルでいうと234件を今まで受けてくれてますんで、これが果たして全部町内を網羅したのかどうかというのはその辺は分からないんですが、今後ともこの40件というような形でPR等をしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 東京のほうのお話なんですけれども、イメージ的にはたまたま応募したよというイメージでいいんですか、応募したらそれやったというイメージが強いんですか、やっぱり。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） そのような方もあるかも分かりません。ただ、事前に調べてホームページなり、そういう形でこのこういう支援策がある、和歌山県にはこういう支援策があるよというそれを見て来ている方もおられます。ただ、今までの実績でいうと、今までで令和2年度に1件だけというような状況です。事業は、もし仮に来られたらということで予算化しておりますけれども、今のところ実績では令和2年度の1件だけというような状況になっています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） 22ページの積立金、それから42ページにもあります積立金、これ2つ合わせたら6億40,000千円なんですけれども、町長にお聞きしたいんですが、これだけの資産ですけれども、貯金ですけれども、残したということについてどのようにお考えですか、町長にお尋ねします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 細部説明でも申し上げましたけれども、交付税が増えたこと、それからまだ見えてこなかった繰越金が今回計上したというのと、あとふるさと納税がやはり大きかったということです。これを積み立てて、また皆さんに、今回は骨格ですけれ

ども肉づけをして、また計上していきたいと考えてございます。たくさん積立てできてよかったというふうには考えております。やっぱり分母が増えてきますので、経常収支比率や将来負担比率なんかにも影響してくるかと思っておりますので、今回これだけ残せたというのはよかったなというふうには考えてございます。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） 今回の選挙でも町長が大きく住民に訴えておったと思います。これについて、住民の方から何でそれだけ残ったんというようなこともよく聞かれるわけなんですけれども、そういった場合に町長はどのようにお答えしますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 財政も気にしながらですけれども、やはり何もやらなかったということではないので、こんなこともあんなこともやりましたよというふうには住民の方にはお伝えしています。その中で、やっぱりふるさと納税も職員共々頑張っていたいでいるのでこういう金額が出てきたということもお伝えしています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） あまりこれ掘り下げていったらこれ議案審議ですんで、また昨年度の決算とかが9月に出てくると思っていますんで、そのときの一般的な質問になろうかと思っておりますので、そのときにまたお尋ねしたいと思っております。

それで、これは何回も私も聞かれたんですよ、これ何でこれだけ残ったあんのなとかいうのを聞かれて、住民も関心があると思うんです。それでもっと住民にいろいろ還元できるのかというような人もおったりで、いろいろあったんで、そういったことも含めて、また一般質問か何かで機会がありましたらします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員にお答えします。

コロナ禍でいろんな交付金もいただくことができましたので、やっぱり町のお金を出さずにそういうことも活用できたというのも繰越金できたという理由になっているかと思っております。そういうことで、繁田議員も住民さんから尋ねられたときそういうふうにお答えしていただけたらなというふうに思います。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） その積立てのお話なんですけれども、町長の中で別に何というの言うていただかんで結構なんですけれども、今後、その肉づけしたときとか、大きな何かやられるというご予定はあるんでしょうか。内容は結構です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） それはもちろん今後大きな事業等もございまして、それから道の拡幅等、やはり土地収用ということになりましたらお金も必要になってくるんじゃないかなというふうには考えてございます。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 何か言えそうな雰囲気が出ているので、何かこういうのをやりたいなというイメージがあれば教えてください。今土地のほうは分かりましたので、ほかでも。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 公約に申し上げていましたように、給食費の無償とか高齢者の外出支援券、それも結構大きくなります、75歳以上の方皆さんに交付しましたら。それと、インフルエンザ等の補助、それももう皆さん高齢者に、それと子どもの千円から2千円にアップするというようなこともしておりますので、どれぐらい膨らむのかなというのがちょっとまだ見えてきていないので、やりたいということはやっていきたい。でも、来年度中にできないこともございますので、ご了承いただきたいかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） ということは、所信表明で述べられたことが今やりたいことだよというイメージで、もちろん所信表明でやったことなんですけれども、それほんでも、ごめんなさい、そんなになりますか、大きく。足し込んでもそんなになりますかねとふと思ったんですけれども。だから、その外出支援券、私も一般質問やったぐらい7,000千円ぐらいでしたっけ、そしてインフルエンザの注射、おっしゃっていた所信表明のことを足したらすごい大きくなるというイメージを持たれているんですけれども、それ以外はないというイメージでいいですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

工事等、どのようになってくるかも分かりませんので、土地の関係なんかもこれからどれぐらい必要かというのもまだ読めていませんので、やっぱりそこら辺が大きくなってくるのではないかというふうに考えています。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4

号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 議案第11号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ47千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億72,739千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰越金、前年度繰越金47千円の追加は、財源調整によるものでございます。次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、諸支出金、償還金及び還付加算金、前期高齢者交付金償還金47千円の追加は、和歌山県国保連合会におけるシステムの集計誤りによる、過年度分の前期高齢者給付費額報告の修正に伴う返還金でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第12号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ29,473千円を追加し、補正後の総額を8億67,892千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料206千円の減額は、特別徴収保険料と普通徴収保険料の調定見込みによる減額でございます。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金3,708千円の追加、支払基金交付金、介

護給付費交付金3,180千円の追加、県支出金、県負担金、介護給付費負担金7,504千円の追加は、いずれも変更申請によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金は3,865千円の追加で、内訳は介護給付費繰入金が3,750千円の追加、9ページ、事務費繰入金は448千円の減額、低所得者保険料軽減繰入金は612千円の追加、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は63千円の追加、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は112千円の減額で、いずれも実績見込みによるものでございます。

繰越金11,422千円は、前年度からの繰越金の残高を全額予算計上してございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は448千円の減額で、内訳は役務費が100千円の減額で、実績見込みによるもの、負担金補助及び交付金は348千円の減額で、御坊広域行政事務組合への負担金の確定によるものでございます。

保険給付費の介護サービス等諸費は31,500千円の追加。12ページ、特定入所者介護サービス等費は1,500千円の減額で、いずれも実績見込みによるものでございます。

地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費は580千円の減額、介護予防・生活支援サービス事業費は500千円の追加で、いずれも実績見込みによるものでございます。

14ページ、その他諸費は審査支払手数料1千円の追加で、実績見込みによるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第13号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はなく、財源調整をするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金279千円の減額は、事務経費に対して交付金が交付されることとなったため、事務費繰入金を減額するものでございます。

諸収入、雑入279千円の追加は、被保険者証交付に係る経費に対する交付金の追加でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は、交付金の交付に伴って財源更正するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十一時五〇分散会

再開は明日24日午前9時です。

お疲れさまでした。